

令和6年10月15日

お客様各位

埼玉県医師信用組合

貸出金に係る適用利率相違のお詫びについて

平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、当組合の融資取扱いにつき、一部のお客様に誤った利率を適用していたことが判明いたしました。お客様には、大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今後同様の事態が発生することのないようチェック態勢を強化し、再発防止に努めてまいります。

1. 適用利率を相違した概要

令和6年5月1日の融資基準金利の改定に伴い、変動金利扱いのお借入については、約定に基づき、令和6年12月の約定返済分より改定後即ち引上後の利率が適用されるべきところ、令和6年6月の約定返済分より引上後の利率が適用されておりました。

2. 相違理由及び再発防止策

融資基準金利改定後のお客様への適用利率について、チェックが不十分でした。今後は、融資基準金利を改定した際、適用利率への反映について注意深く検証し再発を防止いたします。

3. お客様への対応

誤って利息を頂戴しておりましたお客さまに対しては、誤って頂戴した0.1%分の利息額に法定利息を加えて、令和6年10月15日（火）に返済口座に入金させていただきました。なお、令和6年9月の約定返済日以降における利率は正しい利率へ修正済です。

本件に関し、ご不明点等がある場合は、大変お手数ですが下記問い合わせ先までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

埼玉県医師信用組合 融資部

電話(048)824-2651 受付時間：平日9：00～17：00